

第四十三号議案

江戸川区水辺のスポーツガーデן条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年六月十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区水辺のスポーツガーデン条例の一部を改正する条例  
江戸川区水辺のスポーツガーデン条例（平成二十年十二月江戸川区条例第三十  
二号）の一部を次のように改正する。  
第二条の表中「江戸川区東篠崎二丁目四番」を「江戸川区東篠崎二丁目三番先」  
に改める。

第十三条中「き損し」を「毀損し」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

江戸川区水辺のスポーツガーデンの位置に係る規定を改めるほか、規定を整備  
する必要があるので、本案を提出いたします。